

ふれあいの居場所づくり事業補助金 よくある問い合わせ

平成 30 年 7 月

Q 1) すでに運営されている居場所も補助金を受けることができますか？

A 1) 受けられます。ただし、既に購入した備品等は補助の対象にはなりません。また、運営に要する経費は申請後に開催する回数分の交付になります。

Q 2) 1 回あたりの参加者に高齢者が 5 人以上という条件がありますが、運営者は人数に含めますか？

A 2) 当日参加している方は含めます。

Q 3) 立ち上げに必要な備品の見積が 3 万円未満でした。あとで残りの部分の補助金を申請することができますか？

A 3) できません。立ち上げに必要な経費は 1 度限りの申請になります。

Q 4) 立ち上げに必要な備品を通信販売で購入することは可能ですか？

A 4) 必要な備品等の購入はできる限り市内の業者の利用をお願いしておりますが、市外の業者や通信販売で購入した物も補助の対象になります。ただし、見積書や領収書の宛名は団体名で作成してもらえるかどうか確認をしてください。

Q 5) 特定のサークル活動とはどのような活動ですか？

A 5) 以下のような活動は特定のサークル活動と考えます。

- ・集まる目的が特定の活動をすることに限定しているもの

- 例) 合唱コンクールに出場することを目的とした歌の練習をする会

- 「健康麻雀の会」や「フラダンスの会」 など

- 活動内容を特定してしまうと、その活動に参加できない方が来られなくなってしまいます。居場所は地域住民の誰もが集うことができる場所として運営していただければと思います。

- ・年会費や月会費がかかるもの

- 当日参加するときにその日分の参加費がかかることは問題ありません。

- ・事前に出席の連絡や、欠席するときに代表者に連絡が必要なもの

判断に迷ったときには市役所地域包括支援センターにご相談ください。